

意見書案第 15 号

農業用生産資材高騰について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 9 月 22 日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

農業用生産資材高騰に関する意見書

世界的な原油価格の高騰がさまざまな分野で深刻な影響をもたらす中、すべての農業生産資材・飼料等が異常な勢いで価格の上昇を続けている。

特に、20年度肥料価格においては6割も上昇し、コスト低減の努力も簡単に飛んでしまう状況に追い込まれている。北海道における肥料価格上昇分だけで300億円の影響（19年対比）があると言われている。

これは、単純に肥料の農業経費に占める割合がふえるという問題ではなく、農業所得から300億円が黙ってなくなるということであり、農業を基幹産業としている北海道にとって地域経済に及ぼす影響は多大なものがある。

さらに、農業王国北海道といえども、高齢化と後継者難により、農業の地盤沈下が危惧されているとき、かつてない生産資材の高騰は離農に拍車をかけるものであり、地域社会の崩壊にもつながり、いま早急に具体的な対策を打たなければ、地方は取り返しのできない事態に追い込まれていく。

よって、農業生産の維持と食料の安定供給はもとより、農業を主とする地方を守るために下記事項の実現を強く求める。

記

1 肥料、石油製品など生産資材高騰対策

- (1) 大幅な価格の値上げが決まった肥料に対し、早急に「肥料価格安定制度」（仮称）を創設すること。
- (2) 農業用燃油対策（乾燥灯油・軽油・農業用ガソリン・重油）として、直接的な価格補てん策を講ずること。
- (3) ハウス資材等の高騰に対し、具体的な支援策を講ずること。
- (4) 配合飼料価格安定制度の運用に対し万全な財政措置を講ずること。

2 農業所得確保対策

- (1) 生産費の急激な上昇に対応できる、セーフティネット制度（所得減少影響緩和対策）を創設すること。
- (2) コスト上昇分を価格転嫁できるよう、現行の米価格センターの見直しや旧政府管掌作物へ緊急補てんすること。
- (3) 低迷が続く野菜価格に対する早急な支援策を講ずること。
- (4) 産地づくり交付金、水田・畑作経営安定対策・農地水環境保全対策等各制度における補てん額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣